



## 県内市町村の健全化判断比率等の状況(確報)をお知らせします

県内市町村等の平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率等の状況(確報)は、次のとおりです。

※平成 29 年9月 29 日公表の速報値から各比率に異動はなく、早期健全化基準以上となった市町村、経営健全化基準以上となった公営企業会計はありませんでした。

なお、「2 公営企業会計に係る資金不足比率」について、速報値から会計数が1会計増加しました。(諏訪市:水道温泉事業会計→水道事業会計、温泉事業会計)

### 1 健全化判断比率

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字が生じた市町村はありませんでした。(全市町村「数値なし」)

#### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字が生じた市町村はありませんでした。(全市町村「数値なし」)

#### (3) 実質公債費比率

全市町村が早期健全化基準(25%)を下回りました。

全市町村平均は 6.0%となり、前年度より 0.4 ポイント減少しました。

#### (4) 将来負担比率

全市町村が早期健全化基準(350%)を下回りました。

全市町村平均は 3.5%となり、前年度より 5.2 ポイント減少しました。

### 2 公営企業会計に係る資金不足比率

県内市町村、広域連合及び一部事務組合(長野県上伊那広域水道用水企業団を除く。)に設けられた公営企業会計(282 会計)のうち、経営健全化基準(20%)以上の会計はありませんでした。

3 市町村別健全化判断比率の状況 ..... 別紙 1 のとおり

4 公営企業会計別資金不足比率の状況 ..... 別紙 2 のとおり

5 健全化判断比率等の概要 ..... 別紙 3 のとおり

# 信州で学ぼう



長野県立大学  
THE UNIVERSITY OF NAGANO  
2018年4月開学



2018信州総文祭

大会マスコットキャラクター  
信州なび助



信州やまほいく

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

企画振興部市町村課財政係

(課長)竹内善彦 (係長)丸山正徳

(担当)宮脇諭、中島太一、前田雅幸

電話 026-235-7066(直通)

026-232-0111(代表)内線 2113

FAX 026-232-2557

E-mail s-zaisei2@pref.nagano.lg.jp

## 平成28年度決算に基づく健全化判断比率（確報値）

（単位：％）

健全化判断比率 地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H28	(H27)	H28	(H27)	H28	(H27)	差	H28	(H27)	差
長野市	-	(-)	-	(-)	2.1	(3.4)	△ 1.3	33.8	(37.7)	△ 3.9
松本市	-	(-)	-	(-)	4.7	(5.4)	△ 0.7	-	-	-
上田市	-	(-)	-	(-)	4.7	(4.3)	0.4	42.2	(45.2)	△ 3.0
岡谷市	-	(-)	-	(-)	11.8	(12.0)	△ 0.2	131.1	(142.8)	△ 11.7
飯田市	-	(-)	-	(-)	7.9	(7.8)	0.1	11.2	(6.3)	4.9
諏訪市	-	(-)	-	(-)	4.2	(4.7)	△ 0.5	96.4	(103.8)	△ 7.4
須坂市	-	(-)	-	(-)	8.0	(7.9)	0.1	33.4	(38.5)	△ 5.1
小諸市	-	(-)	-	(-)	9.3	(10.0)	△ 0.7	30.5	(36.4)	△ 5.9
伊那市	-	(-)	-	(-)	9.9	(11.1)	△ 1.2	-	(29.7)	皆減
駒ヶ根市	-	(-)	-	(-)	14.2	(14.6)	△ 0.4	191.8	(168.7)	23.1
中野市	-	(-)	-	(-)	6.7	(7.8)	△ 1.1	-	-	-
大町市	-	(-)	-	(-)	7.4	(7.7)	△ 0.3	61.8	(49.0)	12.8
飯山市	-	(-)	-	(-)	10.7	(11.1)	△ 0.4	43.6	(55.9)	△ 12.3
茅野市	-	(-)	-	(-)	9.3	(9.0)	0.3	96.8	(98.4)	△ 1.6
塩尻市	-	(-)	-	(-)	7.3	(7.2)	0.1	41.8	(43.7)	△ 1.9
佐久市	-	(-)	-	(-)	0.0	(0.1)	△ 0.1	-	-	-
千曲市	-	(-)	-	(-)	7.1	(7.0)	0.1	20.1	(19.0)	1.1
東御市	-	(-)	-	(-)	7.7	(9.5)	△ 1.8	54.4	(62.9)	△ 8.5
安曇野市	-	(-)	-	(-)	9.6	(10.5)	△ 0.9	22.2	(22.5)	△ 0.3
小海町	-	(-)	-	(-)	7.0	(7.7)	△ 0.7	-	-	-
佐久穂町	-	(-)	-	(-)	9.3	(7.9)	1.4	-	-	-
川上村	-	(-)	-	(-)	2.6	(4.2)	△ 1.6	-	-	-
南牧村	-	(-)	-	(-)	0.3	(1.0)	△ 0.7	-	-	-
南相木村	-	(-)	-	(-)	0.6	(1.5)	△ 0.9	-	-	-
北相木村	-	(-)	-	(-)	3.6	(3.2)	0.4	-	-	-
軽井沢町	-	(-)	-	(-)	0.3	(0.6)	△ 0.3	-	-	-
御代田町	-	(-)	-	(-)	6.0	(4.5)	1.5	-	-	-
立科町	-	(-)	-	(-)	5.8	(4.3)	1.5	-	-	-
長和町	-	(-)	-	(-)	9.5	(9.0)	0.5	18.1	(21.1)	△ 3.0
青木村	-	(-)	-	(-)	7.0	(6.6)	0.4	-	-	-
下諏訪町	-	(-)	-	(-)	0.5	(0.0)	0.5	94.8	(108.0)	△ 13.2
富士見町	-	(-)	-	(-)	6.6	(6.4)	0.2	23.5	(32.4)	△ 8.9
原村	-	(-)	-	(-)	4.3	(4.8)	△ 0.5	-	-	-
辰野町	-	(-)	-	(-)	8.5	(8.1)	0.4	24.6	(41.6)	△ 17.0
箕輪町	-	(-)	-	(-)	9.9	(10.3)	△ 0.4	55.2	(69.4)	△ 14.2
飯島町	-	(-)	-	(-)	8.3	(10.0)	△ 1.7	49.6	(63.5)	△ 13.9
南箕輪村	-	(-)	-	(-)	5.3	(5.4)	△ 0.1	-	-	-
中川村	-	(-)	-	(-)	2.8	(3.3)	△ 0.5	-	-	-
宮田村	-	(-)	-	(-)	13.9	(14.5)	△ 0.6	25.5	(43.6)	△ 18.1
松川町	-	(-)	-	(-)	7.2	(7.2)	0.0	-	-	-

(単位：%)

地方公共団体の名称	健全化判断比率		実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
	H28	(H27)	H28	(H27)	H28	(H27)	H28	(H27)	差	H28	(H27)	差
高森町	-	(-)	-	(-)	15.0	(15.8)	△ 0.8	118.4	(114.8)	3.6		
阿南町	-	(-)	-	(-)	2.5	(3.4)	△ 0.9	-	-	-		
阿智村	-	(-)	-	(-)	0.1	(2.3)	△ 2.2	-	-	-		
平谷村	-	(-)	-	(-)	3.6	(5.2)	△ 1.6	-	-	-		
根羽村	-	(-)	-	(-)	0.8	(0.8)	0.0	-	-	-		
下條村	-	(-)	-	(-)	-6.1	(-6.6)	0.5	-	-	-		
売木村	-	(-)	-	(-)	9.9	(10.5)	△ 0.6	-	-	-		
天龍村	-	(-)	-	(-)	-3.2	(-1.9)	△ 1.3	-	-	-		
泰阜村	-	(-)	-	(-)	8.0	(8.4)	△ 0.4	-	-	-		
喬木村	-	(-)	-	(-)	7.6	(6.6)	1.0	-	-	-		
豊丘村	-	(-)	-	(-)	4.9	(3.8)	1.1	-	-	-		
大鹿村	-	(-)	-	(-)	3.4	(5.1)	△ 1.7	-	-	-		
上松町	-	(-)	-	(-)	5.5	(7.0)	△ 1.5	17.8	(30.1)	△ 12.3		
南木曾町	-	(-)	-	(-)	6.9	(7.1)	△ 0.2	12.5	(16.1)	△ 3.6		
木曾町	-	(-)	-	(-)	4.7	(5.3)	△ 0.6	-	-	-		
木祖村	-	(-)	-	(-)	5.6	(5.7)	△ 0.1	-	-	-		
王滝村	-	(-)	-	(-)	5.4	(4.7)	0.7	-	-	-		
大桑村	-	(-)	-	(-)	9.3	(9.8)	△ 0.5	39.4	(49.8)	△ 10.4		
麻績村	-	(-)	-	(-)	6.6	(7.8)	△ 1.2	-	-	-		
生坂村	-	(-)	-	(-)	9.3	(10.6)	△ 1.3	-	-	-		
山形村	-	(-)	-	(-)	3.3	(2.9)	0.4	-	-	-		
朝日村	-	(-)	-	(-)	6.9	(7.3)	△ 0.4	-	-	-		
筑北村	-	(-)	-	(-)	5.7	(6.7)	△ 1.0	-	-	-		
池田町	-	(-)	-	(-)	6.6	(5.2)	1.4	-	-	-		
松川村	-	(-)	-	(-)	3.8	(4.2)	△ 0.4	-	-	-		
白馬村	-	(-)	-	(-)	10.0	(10.9)	△ 0.9	28.3	(25.6)	2.7		
小谷村	-	(-)	-	(-)	12.2	(11.9)	0.3	-	-	-		
坂城町	-	(-)	-	(-)	8.6	(9.7)	△ 1.1	-	(9.2)	皆減		
小布施町	-	(-)	-	(-)	7.7	(7.9)	△ 0.2	29.2	(30.2)	△ 1.0		
高山村	-	(-)	-	(-)	9.1	(9.5)	△ 0.4	-	-	-		
山ノ内町	-	(-)	-	(-)	10.8	(11.5)	△ 0.7	80.8	(83.8)	△ 3.0		
木島平村	-	(-)	-	(-)	12.3	(12.5)	△ 0.2	1.1	(16.5)	△ 15.4		
野沢温泉村	-	(-)	-	(-)	7.0	(6.2)	0.8	-	-	-		
信濃町	-	(-)	-	(-)	7.9	(8.0)	△ 0.1	26.1	(30.9)	△ 4.8		
飯綱町	-	(-)	-	(-)	9.4	(9.8)	△ 0.4	-	(13.7)	皆減		
小川村	-	(-)	-	(-)	8.4	(9.4)	△ 1.0	-	-	-		
栄村	-	(-)	-	(-)	5.4	(6.1)	△ 0.7	-	-	-		
市平均	-	(-)	-	(-)	5.8	(6.4)	△ 0.6	23.1	(25.8)	△ 2.7		
町村平均	-	(-)	-	(-)	6.3	(6.6)	△ 0.3	-	-	-		
県平均	-	(-)	-	(-)	6.0	(6.4)	△ 0.4	3.5	(8.7)	△ 5.2		

※ —は、数値なし（実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額が負の団体）

※ 平均値は加重平均

(別紙 2)

## 平成28年度決算に基づく資金不足比率（確報値）

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
長野市	水道事業会計	—	—
長野市	下水道事業会計	—	—
長野市	戸隠観光施設事業会計	—	—
長野市	産業団地事業会計	—	—
長野市	飯綱高原スキ一場事業特別会計	—	—
長野市	鬼無里大岡観光施設事業特別会計	—	—
松本市	水道事業会計	—	—
松本市	下水道事業会計	—	—
松本市	病院事業会計	—	—
松本市	上高地観光施設事業会計	—	—
松本市	公設地方卸売市場特別会計	—	—
松本市	地域排水施設事業特別会計	—	—
松本市	農業集落排水事業特別会計	—	—
松本市	松本城特別会計	—	—
松本市	奈川観光施設事業特別会計	—	—
松本市	新松本工業団地建設事業特別会計	—	—
上田市	上田市立産婦人科病院事業会計	—	—
上田市	上田市真田有線放送電話事業会計	—	—
上田市	上田市水道事業会計	—	—
上田市	上田市公共下水道事業会計	—	—
上田市	上田市農業集落排水事業会計	—	—
岡谷市	水道事業会計	—	—
岡谷市	下水道事業会計	—	—
岡谷市	病院事業会計	—	—
岡谷市	温泉事業特別会計	—	—
飯田市	飯田市水道事業会計	—	—
飯田市	飯田市病院事業会計	—	—
飯田市	飯田市下水道事業会計	—	—
飯田市	飯田市簡易水道事業特別会計	—	—
飯田市	飯田市地方卸売市場事業特別会計	—	—
諏訪市	水道事業会計	—	—
諏訪市	温泉事業会計	—	—
諏訪市	下水道事業会計	—	—
諏訪市	公設地方卸売市場事業特別会計	—	—
諏訪市	霧ヶ峰リフト事業特別会計	—	—
須坂市	水道事業会計	—	—
須坂市	下水道事業会計	—	—
須坂市	宅地造成事業会計	—	—
小諸市	小諸市水道事業会計	—	—
小諸市	小諸市公共下水道事業会計	—	—
小諸市	小諸市農業集落排水事業特別会計	—	—
小諸市	小諸公園事業特別会計	—	—

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
伊那市	水道事業会計	—	—
伊那市	下水道事業会計	—	—
伊那市	自動車運送事業会計	—	—
伊那市	簡易水道事業特別会計	—	—
駒ヶ根市	水道事業会計	—	—
駒ヶ根市	公共下水道事業会計	—	—
駒ヶ根市	農業集落排水事業特別会計	—	—
駒ヶ根市	公設地方卸売市場特別会計	—	—
駒ヶ根市	駒ヶ根高原別荘地特別会計	—	—
中野市	中野市水道事業会計	—	—
中野市	中野市下水道事業会計	—	—
大町市	水道事業会計	—	—
大町市	温泉引湯事業会計	—	—
大町市	病院事業会計	11.1	(5.2)
大町市	公共下水道事業会計	—	—
大町市	農業集落排水事業会計	—	—
大町市	公営簡易水道事業特別会計	—	—
飯山市	飯山市水道事業会計	—	—
飯山市	飯山市簡易水道等特別会計	—	—
飯山市	飯山市公共下水道事業特別会計	—	—
飯山市	飯山市特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—
飯山市	飯山市農業集落排水事業特別会計	—	—
茅野市	水道事業会計	—	—
茅野市	下水道事業会計	—	—
茅野市	国民健康保険診療所特別会計	—	—
塩尻市	塩尻市水道事業会計	—	—
塩尻市	塩尻市下水道事業会計	—	—
塩尻市	塩尻市農業集落排水事業会計	—	—
塩尻市	塩尻市簡易水道事業特別会計	—	—
佐久市	佐久市国保浅間総合病院事業特別会計	—	—
佐久市	佐久市下水道事業特別会計	—	—
佐久市	佐久市環境エネルギー事業特別会計	—	—
佐久市	佐久市工業用地取得造成事業特別会計	—	—
千曲市	西部水道事業会計	—	—
千曲市	下水道事業会計	—	—
東御市	東御市水道事業会計	—	—
東御市	東御市下水道事業会計	—	—
東御市	東御市病院事業会計	—	—
安曇野市	水道事業会計	—	—
安曇野市	下水道事業会計	—	—
安曇野市	観光宿泊施設特別会計	—	—
安曇野市	産業団地造成事業特別会計	—	—

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
小海町	小海町水道事業特別会計	—	—
小海町	小海町農業集落排水事業特別会計	—	—
川上村	川上村営水道事業特別会計	—	—
川上村	川上村下水道事業特別会計	—	—
南牧村	村営水道事業特別会計	—	—
南牧村	下水道事業特別会計	—	—
南牧村	宅地造成事業特別会計	—	—
南相木村	簡易水道事業会計	—	—
南相木村	宅地造成事業会計	—	—
北相木村	簡易水道事業特別会計	—	—
佐久穂町	佐久穂町病院事業会計	—	—
佐久穂町	佐久穂町簡易水道事業特別会計	—	—
佐久穂町	佐久穂町農業集落排水事業特別会計	—	—
佐久穂町	佐久穂町索道事業特別会計	—	—
佐久穂町	佐久穂町住宅地造成事業特別会計	—	—
軽井沢町	軽井沢町水道事業会計	—	—
軽井沢町	軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計	—	—
軽井沢町	軽井沢町公共下水道事業特別会計	—	—
軽井沢町	軽井沢町農業集落排水事業特別会計	—	—
御代田町	御代田小沼水道事業会計	—	—
御代田町	御代田町公共下水道事業特別会計	—	—
御代田町	御代田町農業集落排水事業特別会計	—	—
御代田町	御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計	—	—
立科町	立科町水道事業会計	—	—
立科町	立科町索道事業特別会計	—	—
立科町	立科町下水道事業特別会計	—	—
青木村	青木村簡易水道特別会計	—	—
青木村	青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—
青木村	青木村簡易水道建設特別会計	—	—
長和町	水道特別会計	—	—
長和町	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—
長和町	簡易排水施設特別会計	—	—
長和町	観光施設事業特別会計	—	—
下諏訪町	水道事業会計	—	—
下諏訪町	下水道事業会計	—	—
下諏訪町	温泉事業特別会計	—	—
富士見町	富士見町水道事業会計	—	—
富士見町	富士見町下水道事業会計	—	—
富士見町	富士見町観光施設貸付事業特別会計	—	—
原村	原村水道事業会計	—	—
原村	原村下水道事業会計	—	—
辰野町	辰野町上水道特別会計	—	—
辰野町	町立辰野病院特別会計	—	—
辰野町	辰野町簡易水道特別会計	—	—
辰野町	辰野町公共下水道特別会計	—	—

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
辰野町	辰野町特定環境保全公共下水道特別会計	—	—
辰野町	辰野町農業集落排水処理施設特別会計	—	—
箕輪町	水道事業会計	—	—
箕輪町	下水道事業会計	—	—
飯島町	水道事業会計	—	—
飯島町	公共下水道事業特別会計	—	—
飯島町	農業集落排水事業特別会計	—	—
南箕輪村	下水道事業会計	—	—
南箕輪村	水道事業会計	—	—
中川村	水道事業会計	—	—
中川村	公共下水道事業特別会計	—	—
中川村	農業集落排水事業特別会計	—	—
宮田村	水道事業会計	—	—
宮田村	下水道事業会計	—	—
松川町	水道事業会計	—	—
松川町	公共下水道事業特別会計	—	—
松川町	農業集落排水事業特別会計	—	—
松川町	保養宿泊施設事業特別会計	—	—
松川町	発電事業特別会計	—	—
高森町	水道事業会計	—	—
高森町	農業集落排水事業特別会計	—	—
高森町	公共下水道事業特別会計	—	—
阿南町	阿南町水道特別会計	—	—
阿南町	阿南町下水道特別会計	—	—
阿智村	水道事業特別会計	—	—
阿智村	下水道事業特別会計	—	—
阿智村	農業集落排水事業特別会計	—	—
平谷村	簡易水道特別会計	—	—
平谷村	農業集落排水事業特別会計	—	—
根羽村	根羽村簡易水道特別会計	—	—
根羽村	根羽村下水道特別会計	—	—
下條村	下條村営水道特別会計	—	—
売木村	簡易水道特別会計	—	—
売木村	下水道事業特別会計	—	—
天龍村	天龍村営水道特別会計	—	—
天龍村	天龍村営下水道事業特別会計	—	—
泰阜村	簡易水道特別会計	—	—
喬木村	喬木村村営水道特別会計	—	—
喬木村	喬木村下水道特別会計	—	—
喬木村	喬木村農業集落排水特別会計	—	—
豊丘村	簡易水道特別会計	—	—
豊丘村	下水道事業特別会計	—	—
大鹿村	大鹿村営水道特別会計	—	—
上松町	上松町水道事業会計	—	—
上松町	上松町公共下水道特別会計	—	—

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
南木曾町	簡易水道事業特別会計	—	—
南木曾町	南木曾町下水道事業特別会計	—	—
南木曾町	南木曾町農業集落排水事業特別会計	—	—
南木曾町	南木曾町浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	—
木祖村	木祖村営水道特別会計	—	—
木祖村	木祖村公共下水道事業特別会計	—	—
木祖村	木祖村農業集落排水事業特別会計	—	—
王滝村	公営企業観光施設事業会計	—	—
王滝村	特別会計村営水道事業費	—	—
王滝村	特別会計おんたけ高原簡易水道事業費	—	—
王滝村	特別会計農業集落排水事業費	—	—
王滝村	特別会計簡易排水事業費	—	—
王滝村	特別会計宅地造成分譲事業費	—	—
大桑村	大桑村村営水道事業特別会計	—	—
大桑村	大桑村農業集落排水事業特別会計	—	—
大桑村	大桑村公共下水道事業特別会計	—	—
木曾町	水道事業会計	—	—
木曾町	簡易水道等特別会計	—	—
木曾町	公共下水道特別会計	—	—
木曾町	集落排水等特別会計	—	—
麻績村	麻績村水道事業特別会計	—	—
麻績村	麻績村下水道事業特別会計	—	—
麻績村	麻績村住宅団地分譲事業特別会計	—	—
麻績村	麻績村聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計	—	—
麻績村	麻績村観光事業特別会計	—	—
生坂村	簡易水道特別会計	—	—
生坂村	農業集落排水特別会計	—	—
生坂村	福祉センター特別会計	—	—
山形村	山形村水道事業会計	—	—
山形村	山形村下水道事業会計	—	—
山形村	山形村清水高原簡易水道特別会計	—	—
朝日村	朝日村簡易水道特別会計	—	—
朝日村	朝日村下水道特別会計	—	—
朝日村	あさひプライムスキー場事業特別会計	—	—
筑北村	筑北村簡易水道事業特別会計	—	—
筑北村	筑北村集落排水事業特別会計	—	—
筑北村	筑北村合併浄化槽事業特別会計	—	—
筑北村	筑北村宅地造成事業特別会計	—	—
筑北村	筑北村とくら温泉施設特別会計	—	—
筑北村	筑北村差切峡温泉施設特別会計	—	—
筑北村	筑北村冠着温泉施設特別会計	—	—
池田町	水道事業会計	—	—
池田町	簡易水道事業特別会計	—	—
池田町	下水道事業特別会計	—	—
松川村	水道事業会計	—	—
松川村	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—



(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
白馬村	水道事業会計	—	—
白馬村	下水道事業特別会計	—	—
白馬村	農業集落排水事業特別会計	—	—
小谷村	簡易水道事業特別会計	—	—
小谷村	公共下水道事業特別会計	—	—
小谷村	農業集落排水事業特別会計	—	—
坂城町	坂城町下水道事業特別会計	—	—
小布施町	水道事業会計	—	—
小布施町	下水道事業特別会計	—	—
小布施町	農業集落排水事業特別会計	—	—
高山村	上水道事業会計	—	—
高山村	水道事業特別会計	—	—
高山村	農業集落排水事業特別会計	—	—
高山村	下水道事業特別会計	—	—
高山村	温泉開発事業特別会計	—	—
山ノ内町	山ノ内町水道事業会計	—	—
山ノ内町	山ノ内町公共下水道事業特別会計	—	—
山ノ内町	山ノ内町農業集落排水事業特別会計	—	—
木島平村	木島平村水道事業会計	—	—
木島平村	木島平村高社簡易水道特別会計	—	—
木島平村	木島平村下水道特別会計	—	—
木島平村	木島平村農業集落排水事業特別会計	—	—
木島平村	木島平村観光施設特別会計	—	—
野沢温泉村	観光施設事業会計	—	—
野沢温泉村	水道事業会計	—	—
野沢温泉村	下水道特別会計	—	—
信濃町	信濃町水道事業会計	—	—
信濃町	信濃町立病院事業会計	—	—
信濃町	信濃町水道事業特別会計	—	—
信濃町	信濃町下水道事業特別会計	—	—
信濃町	信濃町農業集落排水事業特別会計	—	—
信濃町	信濃町特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—
信濃町	信濃町個別排水処理施設整備事業特別会計	—	—
小川村	簡易水道事業特別会計	—	—
小川村	下水道事業特別会計	—	—
飯綱町	水道事業会計	—	—
飯綱町	病院事業会計	—	—
飯綱町	農業集落排水事業特別会計	—	—
飯綱町	飯綱公共下水道事業特別会計	—	—
飯綱町	スキ一場事業特別会計	—	—
飯綱町	住宅地造成事業特別会計	—	—
栄村	簡易水道特別会計	—	—
栄村	農業集落排水特別会計	—	—
栄村	生活排水処理特別会計	—	—
栄村	スキ一場特別会計	—	—

(単位：%)

市町村・一部事務組合	特別会計	資金不足比率	
		H28	(H27)
川西保健衛生施設組合	茂田井特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—
佐久水道企業団	佐久水道企業団水道事業会計	—	—
浅麓水道企業団	浅麓水道企業団水道事業会計	—	—
伊那中央行政組合	伊那中央病院事業会計	—	—
伊南行政組合	病院事業会計	—	—
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合病院事業会計	—	—
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合介護老人保健施設事業会計	—	—
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合看護専門学校事業会計	—	(27.1)
諏訪中央病院組合	諏訪中央病院組合介護老人福祉施設事業会計	—	—
佐久広域連合	佐久広域食肉流通センター特別会計	—	—
南佐久環境衛生組合	南佐久環境衛生組合公共下水道事業特別会計	—	—
木曾広域連合	一般会計(下水道)	—	—
南信州広域連合	稲葉クリーンセンター特別会計	—	—
依田窪医療福祉事務組合	依田窪病院事業会計	—	—
松塩地区広域施設組合	電気事業特別会計	—	—
高瀬広域水道企業団	用水供給事業会計	—	—
白樺湖下水道組合	白樺湖下水道組合一般会計	—	—

## 健全化判断比率等の概要

## 1 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

<b>一般会計等の実質赤字額</b> <b>標準財政規模</b>	$\times 100$	早期 健全化 基準	11.25% ～15% 財政規模による
一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計 実質赤字額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額 繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額 支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額 事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額		財 政 再 生 基 準	20%

## 2 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

<b>連結実質赤字額（イ＋ロ－ハ－ニ）</b> <b>標準財政規模</b>	$\times 100$	早期 健全化 基準	16.25% ～20% 財政規模による
イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計 ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計 ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計 ニ：資金剰余額を生じた公営企業会計における資金の剰余額の計		財 政 再 生 基 準	30%

## 3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

<b>地方債の元利償還金＋準元利償還金－（特定財源＋イ）</b> <b>標準財政規模－イ</b>	$\times 100$	早期 健全化 基準	25%
イ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 準元利償還金：①から⑤までの合計額 ①満期一括償還地方債に係る年度割相当額 ②公営企業債の元利償還金に充てたと認められる一般会計等から一般会計等以外への繰出金 ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に充てたと認められる負担金等 ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑤一時借入金の利子		財 政 再 生 基 準	35%

## 4 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

<b>将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋イ）</b> <b>標準財政規模－ロ</b>	$\times 100$	早期 健全化 基準	350%
イ：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 将来負担額：①から⑧までの合計額 ①一般会計等の決算年度末地方債残高 ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの） ③公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 ⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		財 政 再 生 基 準	—

## 5 資金不足比率：各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率

<b>資金の不足額</b> <b>事業の規模</b>	$\times 100$	経 営 健全化 基準	20%
○資金の不足額 ①法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 ②法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額			

- ※ 早期健全化基準以上の団体は、財政健全化計画の策定が義務付けられる。  
 ※ 財政再生基準以上の団体は、財政再生計画の策定が義務付けられるとともに、地方債の起債が制限される。  
 ※ 経営健全化基準以上の公営企業がある団体は、当該公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられる。  
 ※ 財政健全化計画及び経営健全化計画については、一定の要件を満たす場合、計画の策定を要しない。